

平成30年11月28日

〒843-0002

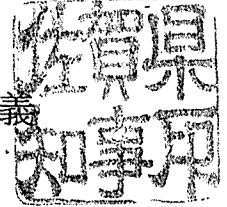
佐賀県武雄市

朝日町中野10153-4

(株)セリタ建設

芹田 正登志 様

佐賀県知事 山口 祥義



特定 建設業の許可について（通知）

平成30年10月23日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、建設業法第3条第6項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許 可 番 号 佐賀県知事 許可（特－30）第 2855 号

許可の有効期間 平成30年11月28日から平成35年11月27日まで

建設業の種類

土木工事業
石工事業
舗装工事業
塗装工事業
解体工事業

とび・土工工事業
鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限；平成35年10月28日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)